

修士論文の審査および最終試験に関する評価基準

令和2年1月22日大学院医学教育部教授会承認

所定の単位を修得し修士論文を提出した者について、修士論文の審査及び最終試験を行う。

修士論文の審査基準

- 1) 研究の背景と目的、実験方法、実験結果とその解釈、文献的考察を含む論考等について十分な論述がなされていること。
- 2) 修士論文の作成要領にしたがって作成されていること。

審査委員の体制

教授会の議を経て、審査委員長1名、審査委員2名以上により構成される審査委員会が選出され、審査委員会は学位論文の審査及び諮問を行う。

なお、指導教員、紹介教授、学位論文の共著者である教員、及び学位審査を受ける大学院学生が所属する講座の教員は審査委員になることはできない。

審査の方法及び項目

学位論文の作成要領に従い作成されているか確認の上、下記の基準に基づき、口頭試問（公開発表）により最終試験を行う。

最終試験の評価基準

最終試験は口述試問（公開発表）により行い、以下の基準により評価する。

- 1) 研究の内容について十分に理解し説明できること。
- 2) 研究の内容に関して提起される論点について論理的に考察できること。
- 3) 当該研究分野に関する専門的な知識を有すること。
- 4) 関連する研究分野に関する基礎的な知識を有すること。